群馬労働局の取組　トピックス

①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・情報公表を実施しましょう！

発信者　雇用環境・均等室


パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん ぐんまver.

●群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

●ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。**（027-896-4739）**

①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした法律で、平成17年４月１日から施行されています。

この法律では、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届出ることが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

一般事業主行動計画とは？

企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、行動計画に以下の内容を定めます。

①計画期間　　②目標　　③目標達成のための対策及びその実施時期

★法改正により、令和７年４月１日から以下の①・②が新たに義務化されました

①育児休業等の取得状況(※1)、労働時間の状況(※2)双方の把握
②育児休業等の取得状況、労働時間の状況それぞれに係る数値目標の設定

※1：男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」
※2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間
（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間）

一般事業主行動計画を策定したら…

- 行動計画を公表し、労働者への周知を図りましょう

一般への公表

策定日からおおむね３か月以内に計画を公表しましょう。
（厚生労働省運営の女性の活躍・両立支援総合サイト【両立支援のひろば】、自社ホームページ等）

労働者への周知

事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、労働者への配布、電子メールでの送付、イントラネット（企業内ネットワーク）への掲載等により、計画を労働者へ周知しましょう。

一般事業主行動計画の公表ができる
【両立支援のひろば】はこちら



https://ryouritsu.mhlw.go.jp/

- 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ届け出ましょう

策定日からおおむね３か月以内に「一般事業主行動計画策定・変更届」を郵送、持参、電子申請のいずれかにより、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出てください。
（様式等はこちら・・・https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html）

厚生労働省 **群馬労働局　雇用環境・均等室**

②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・情報公表を実施しましょう！

女性活躍推進法は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の女性の活躍推進に関する責務等を定め、平成28年４月から全面施行されました。令和８年10月からは、改正女性活躍推進法が全面施行されています。

この法律において、事業主は、自社の女性の活躍に関する数値目標を定めた「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、常時雇用する労働者数101人以上の事業主は、この行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ること及び女性の活躍に関する情報公表が義務とされています（100人以下の事業主は努力義務）。

一般事業主行動計画に定める内容

①計画期間　②目標（※１）　③目標達成のための対策及びその実施時期

※１①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、②「職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備」の２つの区分（※２）から項目を選択し、数値目標を立てます。

- 常時雇用する労働者301人以上の事業主
 →①と②の区分ごとに１つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標
- 常時雇用する労働者300人以下の事業主
 →数値目標を１つ以上

女性活躍推進法に基づく情報公表について

★法改正により、令和８年４月１日から情報公表の必須項目が拡大されました。

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	**男女間賃金差異**に加えて、**２項目以上**を公表	**男女間賃金差異**及び**女性管理職比率**に加えて、①と②※それぞれから、**２項目以上**を公表
101人～300人	**１項目以上**を公表	**男女間賃金差異**及び**女性管理職比率**に加えて、①と②※のいずれか**１項目以上**を公表

※①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」
②「職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備」

情報公表には【女性の活躍推進企業データベース】をご活用ください！
https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/



※2 数値目標、情報公表に関する２つの区分とは？詳細はこちら！



一般事業主行動計画の策定、情報公表について、詳しく説明されています。（パンフレット「女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定しましょう！」）001684142.pdf

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html

トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省 群馬労働局　雇用環境・均等室